

## 医療費のお知らせについて

今回お送りしました「医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除の手続きで「医療費控除の明細書」として使うことができます。

**※申告に関することは税務署へお問い合わせください。**

令和8年11～12月診療分（2か月分）の医療費のお知らせは別途お送りいたします  
**（令和9年2月中旬以降発送予定）**。

※昨年までは封筒で送付していましたが、令和9年2月中旬に送付する際はハガキで送付いたします。

記載誤りがある場合やご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

なお、広域連合では、傷病名や薬剤名等診療内容についてのお答えはできませんのでご了承ください。

### 〈問い合わせ先〉

〒690-0887  
島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター4階

島根県後期高齢者医療広域連合 業務課 医療給付係

電 話 0852-20-7525  
FAX 0852-21-5551

## 「医療費のお知らせ」の見方

この「医療費のお知らせ」は、健康に対する関心を高めていただくとともに、後期高齢者医療制度へのご理解を深めていただくため、あなたの医療費の総額をお知らせするものです。

|           |       |                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 診療年月      |       | 医療機関等から審査機関を経て広域連合へ医療費の請求があるため、通知に記載できる診療年月は3ヶ月程度前のものになります。<br>※医療機関等からの請求が遅れることにより、「医療費のお知らせ」に記載できない場合があります。                                                                                                     |
| 診療区分      |       | 医科、歯科、調剤、訪看（訪問看護）のいずれかを記載しています。                                                                                                                                                                                   |
| 日 数       |       | 医療機関等で入院又は通院された日数を記載しています。<br>※電話等で病状診断を受けた場合も含まれます。                                                                                                                                                              |
| 医療費の総額    |       | 医療機関等でかかった医療費の総額（10割）を記載しています。<br>※薬の容器代、往診時の車代、健康診断料、診断書料、入院時の室料差額、歯科保険外診療などの保険給付以外の費用や、食事・生活療養費は含まれません。                                                                                                         |
| 自己負担相当額   |       | 「医療費の総額」に被保険者証に記載している一部負担金の割合（1割・2割・3割）を乗じて算出した額です。<br>※公費負担医療、自治体単独の医療費助成、療養費、高額療養費がある場合など、実際に窓口で支払った金額と異なる場合があります。こうした場合は、例えば公費医療負担額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。<br>※自己負担額が1万円以上減額された医療費については、「*」を記載しています。 |
| 食事療養・生活療養 | 費用額   | 入院中の食事代の総額です。<br>療養病床に入院された場合は、生活療養費（居住費）も含まれます。                                                                                                                                                                  |
|           | 自己負担額 | 入院中の食事代の自己負担額です。<br>療養病床に入院された場合は、生活療養費（居住費）も含まれます。                                                                                                                                                               |

※「医療費のお知らせ」は令和8年12月末時点のデータを使用し、12月●日現在で広域連合が把握しているご住所へお送りしています。